

～ 転入にともなう手続きについて～

転入された方については、次の手続きが必要になる場合がありますので、ご自身で該当するものを確認の上、担当窓口にて手続き・お問い合わせ等してください。また、ここに掲載されている以外にも手続きが必要なものもありますので、お渡しする「青梅市くらしのガイド」等をご覧のうえ、必要な手続きをおとりください。必要な手続きを行いませんと、手当や医療費助成等が受給できない場合がありますのでご注意ください。

なお、手続きによっては、ご本人確認、マイナンバー(個人番号)確認が必要な場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

*「手続きのご案内」をお渡ししている場合は、重複している項目があります。

受付時間 平日8:30～17:00(木曜日のみ20:00まで。ただし、※印の窓口を除きます。)

項目	担当窓口	備考
<input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号)カード 住民基本台帳カード	1階④番 市民課	住所変更手続きが必要です。 転入届出の際はカードをお持ちください。 転出地において既にマイナンバーカードの申請を行っており、受取られる前に青梅市に転入された場合は、青梅市で再申請が必要になります。
<input type="checkbox"/> 在留カード 特別永住者証明書		住所変更手続きが必要です。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 印鑑登録		新たに登録が必要です。 登録する印鑑と本人確認資料(免許証等)をお持ちください。
<input type="checkbox"/> 青梅市国民健康保険に加入される方	1階⑦番 保険年金課	加入については、必要な証明書等をお持ちいただく場合があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。 前住所地で各種認定証の交付を受けていた方は、あらかじめ申請する必要があります。
<input type="checkbox"/> 国民年金に加入している方	1階⑧番 保険年金課	日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、1～2か月後に氏名・住所が変更されます。 新規に加入される場合は、離職票等書類をお持ちいただく必要があります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 年金を受給している方		日本年金機構にマイナンバーが収録されている方は、1～2か月後に氏名・住所が変更されます。 年金の受取先金融機関を変更される方は、担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入している方	1階⑨番 保険年金課	住所の変更等が必要になります。担当窓口で手続きをおとりください。
<input type="checkbox"/> 要介護(要支援)認定を受けていた方	1階⑩A番 介護保険課	一般住宅へ転入の方で、転入前の市区町村で介護認定を受けていた場合は、介護度を引き継ぎますので、お申し出ください(「受給資格証明書」を交付されている場合は、ご提出ください)。転入日から14日以内に申請をしないと、介護度が引き継がれなくなり、認定期間に空白ができますのでご注意ください。 一般住宅へ転入の方で、転入前の市区町村から負担限度額認定証等の交付を受けていた方は、青梅市で改めて申請が必要になりますので、ご注意ください。
<input type="checkbox"/> 高齢者支援制度について	1階⑩B番 高齢者支援課	高齢者支援制度の説明・申請等を希望される方は、担当窓口にお問い合わせください。

(裏面に続きます)

項目		担当窓口	備考	
□ 障害者手帳をお持ちの方		1階①番 障がい者福祉課	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神保健福祉手帳をお持ちの方は住所変更が必要です。 特別障害者手当や特別児童扶養手当、東京都重度心身障害者手当等、障害に関する手当を受給していた方は住所変更が必要です。 障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援を利用していた方は、ご相談ください。	
		6階 ※下水道課	身体障害者手帳(1級・2級)、愛の手帳(療育手帳)(1度・2度)、精神保健福祉手帳(1級)をお持ちの方で、市民税非課税世帯は、下水道使用料減免制度があります。他にも要件がありますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。 申請には、手帳と水道料金の領収書等が必要です。	
□ 各種医療費助成の医療券や受給者証をお持ちの方		1階①番 障がい者福祉課	マル障(心身障害者医療費助成)の受給者証をお持ちの方は、交付申請が必要です。 マル都医療券(難病、人工透析を必要とする腎不全、血友病、肝炎、小児精神入院助成に関するもの)の住所変更等が必要です。 自立支援医療(精神通院)受給者証の住所変更が必要です。(更生医療)は新規申請が必要です。 特定医療費(指定難病)受給者証の氏名・住所・保険変更等の手続きが必要です。	
			健康センター ※健康課	マル都医療券(大気汚染医療費助成)の住所変更の手続きが必要です。住民票の写しおよび医療券をお持ちください。
			健康センター ※こども家庭センター	小児慢性特定疾病医療費助成および養育医療給付を受けている方は、新規申請または住所変更が必要になります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
		□ 学童保育所をご利用される方	1階②A番 子育て応援課	新たにご利用されたい方はご相談ください。 ご利用中の方は住所変更の手続きが必要です。
□ お子さんに関する手当や医療費助成を受けている方		1階②B番 こども育成課	自立支援医療(育成医療)を受給している方は、新たに手続きが必要です。 児童手当等の手当や、マル乳(乳幼児医療費助成)、マル子(義務教育就学児医療費助成)、マル青(高校生等医療費助成)等の医療助成を受給するためには手続きが必要です。(転入日の翌日から15日以内)	
		5階 ※清掃リサイクル課	児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている世帯は、指定収集袋の減免制度があります。 該当世帯は申請が必要になりますので、担当窓口にお問い合わせください。	
□ 保育園・幼稚園をご利用される方		1階②B番 こども育成課	新たにご利用されたい方はご相談ください。 ご利用中の方は住所変更の手続きが必要です。	

項目		担当窓口	備考
<input type="checkbox"/>	125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車をお持ちの方	1階⑤A番 課税課	125cc以下のバイク・ミニカー・小型特殊自動車の定置場を青梅市内に変更される場合は、青梅市でのナンバー登録をお願いします。 ※軽四輪(軽乗用車等)に関しては、軽自動車検査協会八王子支所(☎050-3816-3103)へ、軽二輪・小型二輪に関しては、八王子自動車検査登録事務所(☎050-5540-2034)へお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	小学校・中学校に在学されている方	3階 ※教育委員会 学務課	担当窓口で転入学手続きが必要です。手続き後、指定された学校へ書類をお持ちください。国公立・私立の小・中学校に在学されている場合も担当窓口で手続きが必要です。
<input type="checkbox"/>	就学援助費 特別支援就学奨励費		就学援助費・特別支援就学奨励費の受給を希望される方は担当窓口で手続きが必要です。
<input type="checkbox"/>	新入学予定者		9月下旬以降転入された場合、就学のご案内(就学時健康診断等)をいたしますので担当窓口にお送りください。
<input type="checkbox"/>	自治会への加入	3階 ※市民活動推進課	自治会へ加入される方は、同封の自治会加入申込書(ハガキ)を投かんください。ご不明な点は担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	避難行動要支援者支援制度について	5階 ※防災課	担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	浄化槽・くみとり式トイレを使用している方	5階 ※清掃リサイクル課	個人管理の浄化槽・くみとり式トイレを使用している住宅に転入する場合に、浄化槽使用者の変更やくみとりの加入の手続きが必要となる場合がありますので、担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	高齢者世帯および生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯の指定収集袋の減免		65歳以上の高齢者のみの市民税非課税世帯は、指定収集袋の減免制度があります。 該当世帯は申請書と世帯全員の非課税証明書の提出が必要になりますので、担当窓口にお問い合わせください。 また、生活保護・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている世帯にも、同様の制度があります。 該当者世帯は申請書の提出と受給証明書の提示が必要ですので、担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	青梅市墓地公園を使用されている方	5階 ※環境政策課	住所変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方		飼い犬の住所変更が必要です。 鑑札をお持ちください。
<input type="checkbox"/>	市内に生産緑地を所有されている方	5階 ※都市計画課	住所変更の手続きが必要です。担当窓口にお問い合わせください。
<input type="checkbox"/>	井戸・簡易水道をご使用の方	6階 ※下水道課	井戸・簡易水道が下水道や公設浄化槽に接続されている場合、開始または世帯人数変更の手続きが必要です。担当窓口までご連絡ください。
<input type="checkbox"/>	公設浄化槽をご使用の方	6階 ※下水道課	転入した場所に公設浄化槽が設置されている場合、担当窓口で使用者変更の手続きが必要です。

(裏面に続きます)

項目	担当窓口	備考
□ 妊娠中の方		保健師等が青梅市の保健事業のご案内や、出産後に御提出いただく書類についてご案内し、育児パッケージをお渡ししています。また、都外から転入された方は、妊婦健康診査受診票等の交換手続きが必要ですので、受診票をお持ちください。
□ 4歳未満のお子さんをお持ちの方	健康センター ※こども家庭センター	3～4か月児健康診査・6～7か月児健康診査・9～10か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳児歯科健康診査・3歳児健康診査を行っております。その他保健事業のご案内や予防接種履歴の確認をしますので、母子手帳をお持ちください。
□ 4歳以上20歳未満のお子さんをお持ちの方		予防接種履歴を確認しますので、母子手帳をお持ちください。
□ 年度内に65歳の誕生日を迎える方	健康センター ※健康課	肺炎球菌予防接種をこれまでに自費接種を含め1度も受けたことがない方は、接種費用の助成制度をご利用いただけます。接種を希望される方は、予診票の発行手続きのため身分証をお持ちください。
□ 水道の手続き		水道の使用開始の手続きが必要です。 詳しくは東京都水道局多摩お客さまセンター(0570-091-100または042-548-5110)にお問い合わせください。
□ 広報おうめ おうめ市議会だより		「広報おうめ」、「おうめ市議会だより」は新聞折り込みで配布しています。また、新聞を取っていないなくても配布を希望される世帯に対し、市内新聞販売店による戸別配布も行っています。 詳しくは担当課(秘書広報課、議会事務局)へお問い合わせください。
□ 青梅市情報配信サービス		青梅市では防災情報、防犯情報、行政情報等を登録された利用者の携帯電話やパソコンにメールで配信をしております。また、コミュニケーションアプリ「LINE」上の市公式アカウントからも情報を発信しています。 詳しくは青梅市のホームページ(http://www.city.ome.tokyo.jp/)をご覧ください。 *メール配信登録用のメールアドレスt-ome@sg-p.jp 
		*市公式LINE友達登録はこちらから 